# 弁護士保険における弁護士費用の保険金支払基準

従来、弁護士保険における弁護士費用の算定は、日本弁護士連合会弁護士報酬規程に準ずる形で運用されてきたところ、同規程の廃止に伴う弁護士費用の算定の目安として、同規程の内容に準じて以下のとおりの基準を定めるものとし、今後、保険会社は弁護士保険における弁護士費用に対する保険金の支払いにあたって、この基準を尊重するものとする(この基準を超える契約を行うことは差し支えないが、基準を超える弁護士費用については、事件依頼者負担となるので、この点を事件依頼者に確認のうえ、契約するものとする。)

なお、弁護士会が関与する紛争処理機関が以下と異なる独自の弁護士報酬基準を 採用する場合には、その基準を尊重し協議する。

#### 第1条 総則

#### 1 (弁護士報酬の種類)

弁護士報酬は、受任弁護士による個別の名称のいかんに関わらず、以下の用語の意義に従って、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、日当及び時間制報酬とする。

- ・法律相談料 依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による 相談を含む。)の対価をいう。なお、出張相談については別に 定める。
- ・着手金 事件または法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、 委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結 果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対 価をいう。
- ・報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
- ・手数料 原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事 件等についての委任事務処理の対価をいう。
- ・日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動 によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自 体による拘束を除く。)の対価をいう。
- ・時間制報酬(タイムチャージ) 1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいう。

#### 2 (実費等)

実費等とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、 保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で 支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は以下に定める弁護士報酬に含ま れないものとする。

#### 第2条 弁護士報酬の保険金の計算方法

- 1 弁護士保険における保険金の支払額の計算は、以下の基準により受任弁護士 が受けることができる金額を尊重してなされるものとする。なお、受任弁護士 と依頼者間の協議によって、基準額を減額することは妨げない。
- 2 法律相談料

法律相談料は、1時間あたり10、000円とする。

- 2 2 出張相談について
  - 1 出張相談の実施

法律相談は、相談担当弁護士の事務所または所属弁護士会の施設内で実施す ることを原則とするが、相談者が障害・疾病・高齢等の原因で移動困難な場合 で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると相談担当弁護士が 認める場合に、出張相談を実施することができる。

2 弁護士費用

出張相談の法律相談料は、法律相談に要する時間が1時間以内のとき、移 動に要する対価(日当)を別に要求しないこととして、30,000円とす る。

法律相談に要する時間が1時間を超える場合、超過15分ごとに

2,500円の法律相談料を請求することができる。

移動に要する経費は、上記とは別に実費を請求できる。

相談担当弁護士は、上記基準によらず、通常の法律相談料(1時間以内、

10,000円)と共に、第6項で規定する日当を請求することもできる。 また、所属弁護士会において別個の取り扱いがある場合は、それによること もできる。

3 着手金

弁護士保険にかかる事件の受任における着手金は、原則として、弁護士が被 保険者から依頼を受け、委任事務を処理すべき事故等について、依頼時の資料 により計算される賠償されるべき損害額を基準として、以下のとおりとする。

・損害額が125万円以下の場合

10万円

・300万円以下の場合

損害額の8%

・300万円を超え3000万円以下の場合 損害額の5%+9万円

3000万円を超え3億円以下の場合

損害額の3%+69万円

・3億円を超える場合

損害額の2%+369万円

ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易などの事情に より、上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任 弁護士と依頼者が協議の上、上記の着手金を30%の範囲で増額することがで きる。

# 4 報酬金

報酬金は、弁護士の委任事務処理により依頼者が得られることとなった賠償

金の額を基準として以下のとおりとする。

・賠償金が300万円以下の場合

賠償金の16%

・300万円を超え3000万円以下の場合 賠償金の10%+18万円

・3000万円を超え3億円以下の場合

賠償金の6%+138万円

・3億円を超える場合

賠償金の2%+738万円

ただし、委任事務の終了時において、委任事務処理の難易などの事情により、 上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任弁護士 と依頼者が協議の上、上記の報酬金を30%の範囲で増額することができる。

#### 5 手数料

手数料については、以下の額とする。

- (1) 事案簡明な自動車賠償責任保険の請求(損害賠償請求権の存否及びその額 に争いがない場合をいう。)における手数料額は、給付金額が150万円以 下の場合は3万円、150万円を超える場合は給付金額の2%とする。
- (2) 告訴・告発、検察審査申立及びこれに準ずる司法ないし行政関係の申立に ついての手数料額は50万円とする。
- (3) 証拠保全の手数料は、20万円に前記3で計算された着手金の10%相当 額を加算した額とする。ただし、証拠保全のみで事故にかかる損害賠償請求 が達成された場合は、前記4の報酬金を受けることができる。
- (4) 法律関係の調査の手数料は一件につき5万円とする。ただし、特に調査に 労力を要する場合は10万円以下の範囲で手数料を増額することができる。
- (5) 内容証明郵便作成の手数料は、弁護士名を表示しない場合は2万円、弁護 士名を表示する場合は、作成内容の難易により3万円以上5万円以下とする。

受任弁護士が委任事務処理に当たり、遠方に移動する必要がある場合は、日 当を受けることができる。なお、日当に対して給付される保険金の基準額は別 途定められた「権利保護保険における日当支払基準」によるものとする。

- 時間制報酬(タイムチャージ)
  - 弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協 議の上、時間制報酬の定めをすることができる。なお、着手金報酬金方 式や日当請求との併用はできない。
  - 時間制報酬については、次のような定めを原則とする。

所要時間当たり20,000円

所要時間30時間(時間制報酬総額600,000円)を一応の上限 とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別

時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月1回 の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、保険会社 は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行う。

## 第3条 着手金及び報酬金の計算における特則

1 (損害額の計算が不能の場合)

事件受任時において、事件の性質から賠償されるべき損害額の計算が不能の 場合の損害額は800万円とする。

2 (示談交渉と訴訟等の関係)

受任弁護士が、当初示談交渉として事件を受任した場合で、これに引き続き、 調停、仲裁センター等への申立、または、訴訟の提起を依頼されたときは、別 途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算さ れる着手金の2分の1とする。

#### 3 (保全命令申立事件等)

- (1) 受任事件が仮処分で終了した場合は、その事件が重大または複雑であるときに限り、前条によって計算された報酬額の3分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋または口頭弁論を経なかったときは、4分の1の報酬金を受けることができる。
- (2) 上記の規定に関わらず、仮処分手続のみにより受任の目的を達したときは、 前条により計算された報酬金を受けることができる。
- (3) 受任弁護士が、仮処分に引き続き、調停、仲裁センター等への申立、または、訴訟の提起を依頼された場合は、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条による着手金の2分の1とする。
- (5) 受任弁護士が保全執行事件を受任した場合は、その執行が重大または複雑なときに限り、本案ないし保全命令申立事件とは別に、前条により計算された着手金の3分の1及び報酬金の4分の1を受けることができる。

#### 4(民事執行事件等)

受任弁護士が、受任事件に引き続き民事執行の依頼を受けたときは、本案の着手金、報酬金とは別に、前条の着手金の3分の1及び報酬金の4分の1を受けることができる。

#### 第4条 消費税の取り扱い

現実の保険金の支払いにあたっては、本基準によって計算された弁護士報酬に消費税を加算するものとする。

# 第5条 源泉徴収の取り扱い

現実の保険金の支払いにあたって、保険会社から直接弁護士に支払いがな される場合には、保険会社において源泉徴収を行うものとする。

#### 附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

#### 弁護士保険(権利保護保険制度)における日当支払基準

平成14年6月3日 日弁連リーガル・アクセス・センター

#### (総則)

1 日本弁護士連合会の権利保護保険制度の運用にあたっては、事件処理のために必要かつ 有益な弁護士日当(弁護士が、受任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によって その事件等のために拘束されることの対価)は保険金給付の対象となる。

### (事務の種類)

2 次の ないし の事務は当然に必要かつ有益なものとみなす。

現地調査

証拠保全

裁判所または公的紛争機関への出席

その他の事務(依頼者、相手方その他の関係者との面談等)については、事務所所在 地を離れて処理することの必要性と有益性が認められる場合に限って日当に対する保 険金が給付されるので、受任弁護士は、依頼者に日当を請求する際に、必要性と有益性 を疎明することを要する。この疎明は、受任弁護士が所属単位会 LACに提出する書類 にも記載することを要する。

# (他地区の弁護士が受任する場合の取り扱い)

3 簡易裁判所の管轄にしたがって地区を分けた場合に、通常の交通手段で往復2時間以内 (通常の待ち時間を含む)の地域に2名以上の弁護士の事務所がある市町村が存在しない 地区またはこれに準ずる地区を「弁護士不足地区」とする。

裁判管轄が弁護士不足地区に属する事件を地区外の弁護士が受任した場合には、そのために発生する日当は必要かつ有益なものとみなす。

裁判管轄が弁護士不足地区に属しない事件について、日弁連LAC及び単位会LACが特に地区外の弁護士を紹介する必要性を認めた場合には、当該弁護士が受任したため に 発生する日当は必要かつ有益なものとみなす。

上記の場合を除き、裁判管轄が弁護士不足地区に属しない事件を地区外の弁護士が受任 した場合には、そのために発生する日当は特段の理由がない限り保険金給付の対象としない。

### (保険金の基準額)

4 日当に対して給付される保険金の基準額は次のとおりとする。

弁護士不足地区に地区外の弁護士が赴く場合の日当は別表記載のとおり。 以外の場合の日当は、

半日(移動による拘束時間が往復2時間を超え、4時間まで) 3万円

1日(移動による拘束時間が往復4時間を超える場合) 57

基準額を超える日当については、保険会社の審査によって特にその必要性と有益性が認められる場合に限って保険金が給付されるので、受任弁護士は、依頼者に日当を請求する際に、必要性と有益性を疎明することを要する。

# (別表)弁護士不足地区に赴く場合の日当基準額

- 1 弁護士不足地区に他地区の弁護士が赴く場合の日当について,権利保護保険の保険金支払額は本別表記載 の金額を基準額とする。
- 2 依頼者との間で日当基準額を超える金額の日当を合意することはできるが、保険金支払額を超えた部分は 依頼者の自己負担となるので、誤解がないよう留意されたい。
- 3 本別表の日当基準額は弁護士不足地区の裁判所に赴く場合を想定し,通常担当となる弁護士の事務所所在地,移動経路,移動手段を前提として定めたものである。目的地が裁判所以外の場合,その他通常と異なる場合には,その事情を疎明して日当基準額以上の日当を請求することができる。
- 4 保険会社によって交通費・実費の取扱が異なるので注意されたい。

弁護士会	弁護士不足地区 (簡易裁判所単位)	日当額	備考
東京三会	八丈島・大島・新島	¥80,000	
	他島嶼部	¥100,000	
横浜	該当地区無し		
埼玉	秩父	¥40,000	
千葉県	佐原	¥30,000	
	一宮	¥30,000	
	館山	¥50,000	
	銚子	¥50,000	
茨城県	竜ヶ崎	¥30,000	
	麻生	¥30,000	
栃木県	真岡	¥30,000	
	大田原	¥40,000	
群馬	中之条	¥40,000	
静岡県	下田	¥40,000	
山梨県	都留	¥20,000	
	富士吉田	¥20,000	
長野県	飯山	¥30,000	
	木曽福島	¥30,000	
	大町	¥30,000	
新潟県	新発田(鉄道)	¥40,000	
	新発田(自動車)	¥30,000	
	村上(鉄道)	¥60,000	
	村上(自動車)	¥50,000	
	十日町(鉄道)	¥60,000	
	十日町(自動車)	¥50,000	
	柏崎	¥50,000	
	六日町(鉄道)	¥60,000	
	六日町(自動車)	¥50,000	
	糸魚川 (鉄道)	¥60,000	

弁護士会	弁護士不足地区(簡易裁判所単位)	日当額	備考
新潟県	糸魚川(自動車)	¥50,000	
	佐渡	¥90,000	
大阪	該当地区無し		
京都	木津	¥40,000	
	園部	¥50,000	
	亀岡	¥40,000	
	宮津	¥60,000	
	峰山	¥70,000	
兵庫県	篠山	¥30,000	
	柏原	¥30,000	
	社	¥30,000	
	浜坂	¥30,000	
奈良	五條	¥40,000	
	吉野	¥40,000	
	宇陀	¥40,000	
滋賀	長浜	¥30,000	
和歌山	橋本	¥30,000	
	妙寺	¥30,000	
	御坊	¥30,000	
	串本	¥30,000	
名古屋	該当地区無し		
三重	熊野	¥60,000	
	尾鷲	¥50,000	
岐阜県	御嵩	¥40,000	
	中津川	¥50,000	
	八幡	¥40,000	
福井	武生	¥30,000	
	敦賀	¥40,000	
	大野	¥30,000	
	小浜	¥60,000	
金沢	輪島	¥70,000	
	珠洲	¥90,000	
	七尾	¥50,000	
富山県	魚津	¥30,000	
広島	庄原	¥40,000	
山口県	萩	¥30,000	
	長門	¥60,000	

弁護士会	弁護士不足地区(簡易裁判所単位)	日当額	備考
岡山	新見	¥50,000	
	津山	¥40,000	
	勝山	¥60,000	
鳥取県	倉吉	¥30,000	
島根県	浜田	¥50,000	
	益田	¥60,000	
	西鄉	¥80,000	
福岡県	直方	¥40,000	
	柳川	¥30,000	
	八女	¥40,000	
	田川	¥40,000	
佐賀県	該当地区無し		
長崎県	島原	¥50,000	
	平戸	¥40,000	
	壱岐	¥100,000	
	福江	¥100,000	
	有川	¥100,000	
	厳原	¥100,000	
	上県	¥100,000	
大分県	国東	¥30,000	
	杵築	¥30,000	
	佐伯	¥30,000	
	竹田	¥30,000	
熊本県	荒尾	¥30,000	
	玉名	¥30,000	
	山鹿	¥30,000	
	宮地	¥30,000	
	高森	¥30,000	
	人吉	¥70,000	
	天草	¥70,000	
	牛深	¥80,000	
鹿児島県	加治木	¥30,000	
	大口	¥60,000	
	知覧	¥40,000	
	加世田	¥50,000	
	指宿	¥70,000	
	川内	¥40,000	

弁護士会	弁護士不足地区(簡易裁判所単位)	日当額	備考
鹿児島県	出水	¥60,000	
	甑島	¥100,000	
	大隈	¥70,000	
	鹿屋	¥70,000	
	伊集院	¥30,000	
	離島部	¥100,000	
宮崎県	日南	¥30,000	
	延岡	¥40,000	
	都城	¥30,000	
	高千穂	¥60,000	
	小林	¥40,000	
	西都	¥30,000	
沖縄	石垣	¥80,000	
	宮古島	¥80,000	
仙台	大河原	¥40,000	
	登米	¥50,000	
	気仙沼	¥80,000	
福島県	田島(自家用車)	¥30,000	
	田島 (バス・冬季自家用車)	¥40,000	
山形県	新庄	¥50,000	
	米沢	¥40,000	
	赤湯	¥30,000	
	長井	¥40,000	
岩手	二戸	¥40,000	
	久慈	¥80,000	
	遠野	¥40,000	
	釜石	¥80,000	
	宮古	¥80,000	
秋田	能代	¥50,000	
青森県	五所川原	¥40,000	
	むつ	¥70,000	
	鰺ヶ沢	¥50,000	
	十和田	¥30,000	
札幌	小樽	¥40,000	
	岩見沢	¥50,000	
	岩見沢(滝川を基点)	¥40,000	
	夕張	¥60,000	

弁護士会	弁護士不足地区(簡易裁判所単位)	日当額	備考
札幌	夕張(岩見沢を基点)	¥40,000	
	滝川	¥60,000	
	室蘭	¥70,000	
	岩内	¥80,000	
	岩内(小樽を基点)	¥50,000	
	静内	¥80,000	
	静内(苫小牧を基点)	¥60,000	
	伊達	¥40,000	
	浦河	¥90,000	
	浦河 (静内を基点)	¥40,000	
	浦河(苫小牧を基点)	¥60,000	
函館	江差	¥60,000	
	八雲	¥60,000	
	寿都	¥100,000	
旭川	名寄	¥50,000	
	紋別	¥80,000	
	留萌	¥50,000	
	稚内	¥100,000	
	天塩	¥100,000	
	中頓別	¥100,000	
	富良野	¥40,000	
釧路	本別(釧路を基点)	¥80,000	
	本別(帯広を基点)	¥40,000	
	本別(北見を基点)	¥90,000	
	網走(釧路を基点)	¥90,000	
	網走(帯広を基点)	¥100,000	
	網走(北見を基点)	¥40,000	
	遠軽 (釧路を基点)	¥100,000	
	遠軽 (帯広を基点)	¥100,000	
	遠軽 ( 北見を基点 )	¥80,000	
釧路	根室(釧路を基点)	¥90,000	
	根室(帯広を基点)	¥100,000	
	根室 (北見を基点)	¥100,000	
	標津 (釧路を基点)	¥80,000	
	標津 (帯広を基点)	¥100,000	
	標津 (北見を基点)	¥90,000	
香川県	土庄	¥30,000	

弁護士会	弁護士不足地区 (簡易裁判所単位)	日当額	備考
徳島	阿南	¥30,000	
	牟岐	¥50,000	
	脇町	¥40,000	
	徳島池田	¥50,000	
	川島	¥30,000	
高知	須崎	¥30,000	
	安芸	¥40,000	
	中村	¥60,000	
愛媛	城辺	¥40,000	